

1 参与連帯での韓国の平和情勢

(講師：パク・チョンウン参与連帯事務局長)

・南北和解は進む一方、対米関係は派兵や軍事費拡大などの軍事化が進んでいる。

- ① 参与連帯→1994年結成、15部署、55人の常勤スタッフ、5階建てビル所有、15,000人の会員、弁護士や研究者200人が実行委員。
- ② 2003年から軍縮平和センター：イラク派兵反対運動、良心的兵役拒否代替、2002女子中学生轢死事件によるSOFA改定運動、など海外派兵反対運動
2004年 米軍ピョンテク基地拡張反対運動
2007年 チェジュ島を平和の島にの運動
2016年 ソンジュのサードミサイル配備反対運動
- ③ 韓国の国防改革：北のミサイル、周辺国（日本も含む）の脅威を理由に軍事費の予算が増額している。大規模な武器も購入。徴兵60万人、過去最大。
- ④ 10月韓米国防会議：核の傘の維持、日米韓の軍事協力、戦時作戦権返還後も共同司令部を維持する合意。ソマリア派兵。
- ⑤ 日韓関係：2014年イミョンバク大統領・日韓軍事秘密協定、2015年慰安婦合意、2016年パク大統領・軍事情報保護協定、サードミサイル配備。ムン大統領は、慰安婦合意に反対しているが、サード配備は認める。(配備当時は、現与党の民主党も反対していたが)
- ⑥ 韓国憲法：5条1項 平和の維持、侵略戦争の禁止、5条2項 国土の防衛、国家安全保障のための軍隊、60条 派兵や外国軍駐留に関する国会の同意権
米軍に依存、韓米関係の神聖視、良心的兵役拒否に対する反発。5条の無力化。
- ⑦ 最近の海外派兵：2009年ソマリア、UAE サウジの特別指令部に派遣。2010年PKO法制定、2018年UAEに派兵、原発受注の対価。これはムン大統領下での派兵。
「国家安保」が韓米同盟の維持を正当化。(李キョンジュ：南北和解を勝ち取るために大統領は、保守層を取り入れようとしているのか、国家権力そのものの問題か)
- ⑧ 参与連帯の提言：軍隊は国際平和維持の徹底、改憲案として、5条からは「国家安全保障」を削除、大量破壊兵器の禁止、軍備縮小、平和に生きる権利、市民の参加などの条項の創設。
- ⑨ 日本の9条改正について：韓国の市民は現在の動きはあまり知らない。知ったら反対するだろう。

2, 徴用工判決、ろうそく革命

(金英丸：民族問題研究所、植民地歴史博物館 2018 年 8 月開館)

・伸ばされてきた強制労働判決

- ① 1991 年民族問題研究所設立、親日派の研究 4398 人の名簿を 2009 年に完成。現在新日鐵住金、三菱重工の徴用工判決など強制労働裁判の事務所に。
- ② 朴槿恵時代ー歴史改ざん。国定教科書で「朴正熙=独裁者」を削除しようとした。ロウソクデモで挫折。
- ③ 2014 年 統合進歩党は、憲法裁判所による解党判決により、解散。国家保安法違反。党首が、朴正熙が「高木まさお」だったと指摘して、司法政府が介入。
- ④ 新日鉄住金判決
(日本の裁判) 1997 年大阪地裁で提訴、2003 年敗訴確定
(韓国の裁判) 2005 年韓国で提訴。1, 2 審は敗訴。2012 年大法院で勝訴。2013 年高裁に差し戻し。同年高裁で勝訴。2018 年大法院判決まで 5 年経過。5 年もかかったのは、2015 年慰安婦日韓合意による日韓関係悪化を考慮し延長。大法院の判事が職権濫用、朴槿恵、政府の政治介入。新日鉄側の弁護士なども関与した可能性。
- ⑤ 河野外相 民事裁判なのに。三菱、不二越裁判で個人請求権認められている。三権分立の視点からも問題。
- ⑥ 慰安婦合意 財団は解散。文在寅はすぐに日韓合意を否定。
- ⑦ ろうそく革命
・200 万人のデモ。普通の市民が集まった。組織されていない。団体は、設営くらい。屋台、飲み屋、歌手、有名人、普通の市民がスピーチ、政党や政治家が全面に出ない。祭りのよう。日本一国会でなく、繁華街でやれば。
・スローガンはただ一つ「パククネ辞めろ」のみ。10 年間のキャンドルデモの積み重ねでもある。民弁が大統領府前でデモができるように、仮処分の裁判をして認められた。

3, 南北関係

(講師：チャン・ギョンウ弁護士、民弁米軍委員会)

・韓国社会をむしばむ国家保安法と韓米軍事同盟

- ① 南北で進んでいる金剛山観光、開城協力、鉄道連結→アメリカが許可必要と言っている。韓国では自主独立的な運動が求められる。米軍が、平和維持のため、バランスをとるために駐留しなければならないということはない。
- ② 南北和解に北朝鮮が応じたのは、核の脅しではなく、自主的な社会主義的な経済発展を目指すようになってきたから。トランプは、オバマの忍耐路線が破綻し、危うくなってきたから、対話路線に転換。しかし、米の対北敵視政策を変えさせる必要がある。在日米軍基地も問題。信頼を与えるような政策転換が重要。
- ③ 韓国内にも、日本から解放されたとき以来、アメリカなしだと危ないという意識は強い。北朝鮮に対しても、20年前は、オオカミに角が生えている人間だと思っていた。
- ④ 国家保安法は今でも脅威。韓国では、モランボン歌劇団を検閲により見ることができない。思想的に圧迫を受けている。ムン大統領も脅えている。政府の承認なく、北の人と接触できない。そのおかしさがわからないほど、国家保安法により洗脳されている。知ろうとする意思さえ剥奪されていると言える。NLL 海上境界線も、米軍が決めた。平和条約が締結されても米軍防衛必要と言わざるを得ない状況。国家保安法は、1948年に李承晩（親日派）が作った。反共の金九でさえ北との政府構想を言ったら殺害された。チェジュ島の虐殺事件も南の単独政府設立のため。そういう時代状況の下で成立した。金大中、ノムヒョンの時も廃止の主張、ろうそく革命後も存続している。文在寅大統領が廃止するとは思えない。南北合意を逆行させないためにも、国家保安法の廃止は必要。
- ⑤ 日韓市民の連帯 対北政策の呪縛から逃れる必要。軍事同盟の解体。朝鮮半島が平和条約を締結し、中立をめざす限り、在韓米軍の撤退は不可欠。北朝鮮を知らない人が多すぎる。国家保安法の萎縮効果のため。
- ⑥ 民衆民主党 まだ議席はないが、国家保安法廃止と在韓米軍撤退を求める唯一の政党。1万人の党員。

「ありえない」のはどちらか

民族問題研究所

金英丸



金英丸氏

韓国大法院（最高裁）

が戦時中の日本に朝鮮人労働者を強制動員して過酷な労働をさせたことに対する賠償を日本企業に求める判決を下したことに、日本政府が猛反発していることについて、平和資料館・華の家元事務局長 金英丸さん（韓国民族問題研究所）からメッセージが届きましたので紹介します。

2018年10月30日

韓国最高裁は、日本帝国主義によって旧日本製鉄で強制労働を強いられた韓国人4人が後継会社の

新日鉄住金を訴えた訴訟で、被告新日鉄住金が被害者に慰謝料として一人当たり1億ウォン（日本円で約1000万円）を支払うことを命じる判決を下しました。

判決文は、被害者が日本に動員され、苛酷な労働環境下で現金もほとんど支払われず強制貯金させられ、日本政府の厳しい戦時総動員体制下で強制労働を強いられた事実を認め、不法な植民地支配と侵略戦争遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為であることを明確にしました。また、強制動員被害者の日本企業の慰謝料請求権は1965年の請求権協定の適用対象に含まれていないという内容になっています。

この日、法廷で原告を

見守った韓国の原告・李春権（イ・チュンシク）氏は、すでにこの世を去った3人の原住である呂運澤（ヨ・ウンテク）、辛千珠（シン・チヨンス）、命圭深（キム・キヌス）氏のことを思い悔いの涙を流すしかありませんでした。

李氏は1943年1月から45年1月まで日本製鉄釜石製鉄所で強制労働を強いられ、45年1月からは10月までは日本軍に徴兵され解放をむかえています。

日本製鉄大阪工場で強制労働を強いられた呂運澤、辛千珠氏が大阪地裁に日本製鉄を相手取り初めて提訴したのは97年12月。2003年に日本の最高裁で最終的に敗訴した二人は、他の原告ととも

も2005年2月に韓国の裁判所に訴え出しました。

日本での提訴を含めると21年間、韓国の訴訟だけでも13年間の歳月をかけて、原告たちは最終的に勝訴判決を勝ち取ったのです。

しかし、20年余の裁判闘争で勝利した喜びを享受すべき原告3人は、すでにこの世にはいません。日本の報道では、この判決を引き出した主人公である原告についての記事はほとんど見ることができません。

この判決に対して安倍晋三首相は「国際法に照らしてあり得ない判断」と厳格に韓国政府に非難を浴びせ、河野太郎外相は「国際法違反」「日韓関係の根幹を揺るがすもの」と駐日韓国大使を呼びつけて強く抗議しています。

また日本政府は新日鉄住金に対し、「判決に従うな」と公然と圧力をかけ、多くのマスメディア

も「付度報道」でこの流れに加わり韓国パッシングを繰り返しています。

まるで2002年9月17日、拉致問題が明らかになってから、「北朝鮮パッシング」が再現されているような印象さえ受けま

す。しかし、「三権分立」という民主主義の基本原則を考えれば、韓国の最高裁が下した判決に対して、日本政府が韓国政府を非難することが一ありえないこと」です。そして、この訴訟は民事訴訟であり、日本政府は裁判

強制労働被害者の声聞いて

の当事者でもないのに、新日鉄住金が判決に従わないように圧力を加えることこそが「ありえないこと」ではないでしょうか。

国際労働機関（ILO）は、戦時中の日本の産業強制労働は強制労働禁止条約違反であるため、被害者の救済に踏み出すことを98年から日本政府に促していますが、日本政府はそれを無視してきま

した。日本政府が司法判決に介入して「付度判決」を期待しないのなら、また日本社会が三権分立が守られる社会なら、「ありえない」ことを繰り返して「国際法に違反」しているのは日本政府自身であることを知るべきです。

また、日本社会は70年以上、自分たちの尊厳回復のためにたたかってきた強制労働被害者の声に耳を傾けてほしいと思います。（キム・ヨンファン・民族問題研究所対外協力室長）